

第5章 第3次基本計画（案）

1. 基本理念・基本施策

本計画では、本市が目指す循環型のまちづくりの姿について前期計画を継承しました。

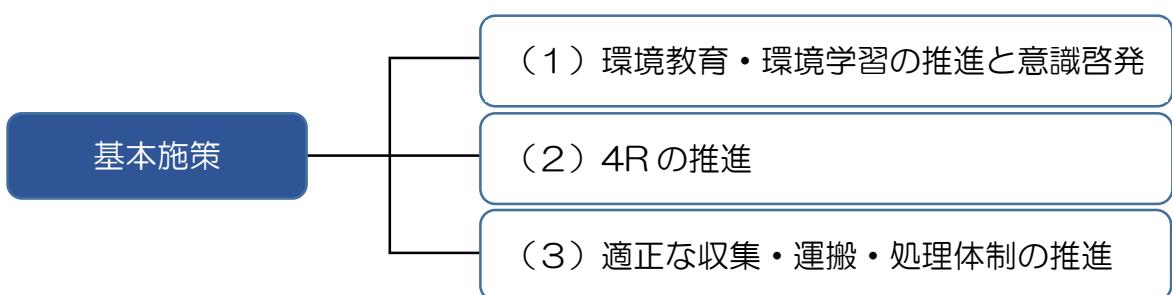
「市民協働で身近な環境を守り育て、循環型のごみの少ないまちづくりを進めます。」

国は、気候変動問題に対し、温室効果ガスの排出をゼロにする、「脱炭素社会」の実現を目指した取組を加速しようとしています。一般廃棄物処理においては、廃棄物の発生抑制、循環資源の再生利用などを行い、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を限りなく減らしていくことが極めて重要です。

これは、脱炭素社会の実現に向けた取組の一つであり、市は、市民、事業者とともに、ごみの発生を抑え、ごみを減量し、繰り返し使い、再資源化する施策を、普及啓発と併せ、より具体的に、強化、拡充しながら進めていく必要があります。

そして、これらの取組により、1人1日あたりのごみ排出量を更に減量し、ごみの少ない、資源が循環するまちづくりを目指すものです。

基本理念に基づき、目標達成に向け、以下の基本施策に取り組みます。



2. 数値目標

① 家庭系ごみの目標

家庭系ごみは、前期計画より人口が増加しているため、前期計画の令和12年度目標20,820tから21,355tに修正しました。令和6年度では家庭ごみの約72%が可燃ごみで、そのうち約88%が紙・布類、プラスチック及び厨芥類であることから、更なる紙・布類、プラスチックの再資源化や生ごみ水切りの推進などによりごみの減量化を促すほか、リフューズ・リデュース及び食品ロス削減の取組を推進することで令和12年度の1人1日あたりの家庭系ごみ排出量を前期計画の目標と同じ510gとしました。

項目	令和元年度 実績		令和6年度 実績	令和12年度 目標
人口(人)	111,674		113,387	114,719
家庭系ごみ排出量(t)	目標値	24,325	22,784	21,355
	予測値 ^{※1}	—	—	21,431
増減率(%) ^{※2}	—		-6.3	-12.2
1人1日あたりの家庭系ごみ排出量(g) (集団資源回収回収量を含む) ^{※3}	595		551	510
増減率(%)	—		-7.4	-14.3

※1 第1編第4章将来予測(1)家庭系ごみの将来予測で算定した予測値です。

※2 増減率は、令和元年度に対する数値です。

※3 1人1日あたりの家庭系ごみ排出量 = (家庭系可燃ごみ + 不燃ごみ + 粗大ごみ + 資源ごみ + 集団資源回収量) ÷ 人口 ÷ 年間日数

② 事業系ごみの目標

事業系ごみ排出量は、令和2年度の新型コロナウイルスの影響を契機に一時的に減少しましたが、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行などにより活動自粛が緩和されたこともあり、近年増加傾向にありますことから、事業者に対するごみ減量への意識啓発の取組を継続するとともに、食品ロス削減の取組に加え、多量排出事業者の実態調査を行い事業系ごみ排出量削減を推進します。その上で令和12年度目標は前期計画の目標と同じ5,106gとしました。

項目	令和元年度 実績	令和6年度 実績	令和12年度 目標
事業系ごみ排出量(t)	目標値	5,314	5,317
	予測値 ^{※1}	—	5,490
増減率(%) ^{※2}	—	+0.1	-2.0

※1 第1編第4章将来予測(2)事業系ごみの将来予測で算定した予測値です。

※2 増減率は、令和元年度に対する数値です。

③ 最終処分量の目標

最終処分量は、志木地区衛生組合一般廃棄物処理基本計画で設定されている約6%の削減目標値1,009tを令和12年度の目標値としていましたが、焼却灰のセメント原料化やスラグ化のリサイクルが進んでいることもあり、令和6年度実績で令和12年度の目標値に近い状況です。

国は、第五次循環型社会形成推進基本計画で、平成12年度比で令和12年までに最終処分量を約80%削減することを目標としていますことから、当市においても國の方針に準拠し平成12年度比で80%削減の644tとし、限りある最終処分場の長寿命化を図るために、4Rを推進し、総排出量を減らすことで、最終処分量の削減を図ります。

項目		令和元年度 実績	令和6年度 実績	令和12年度 目標
最終処分量 (t)	目標値	1,078	1,026	644
	予測値※1	—	—	788
増減率 (%) ※2		—	-4.8	-40.3

※1 第1編第4章将来予測(4)最終処分量の将来予測で算定した予測値です。

※2 増減率は、令和元年度に対する数値です。

④ 全体の目標

前掲までの目標値から、ごみの総排出量及び資源化率等の目標を以下のとおり設定しました。

ごみの総排出量は、予測値より460t少ない26,461t、資源化率については、資源化できる紙・布、プラスチックが可燃ごみとして廃棄されていることに鑑み、更なるごみの分別の周知、4Rの一層の推進、集団資源回収の参加者増加などにより、下降した資源化率の向上を図り19%を目標とします。

項目		令和元年度 実績	令和6年度 実績	令和12年度 新目標
人口(人)		111,674	113,387	114,719
ごみの総排出量(t) (家庭系ごみ+事業系ごみ)	目標値	29,639	28,101	26,461
	予測値※1	—	—	26,921
増減率 (%) ※2		—	-5.2	-10.7
1人1日あたりのごみ排出量(g/人・日) ※3		725	679	632
増減率 (%)		—	-6.3	-12.8
資源化率 (%)		18.3	17.5	19.0

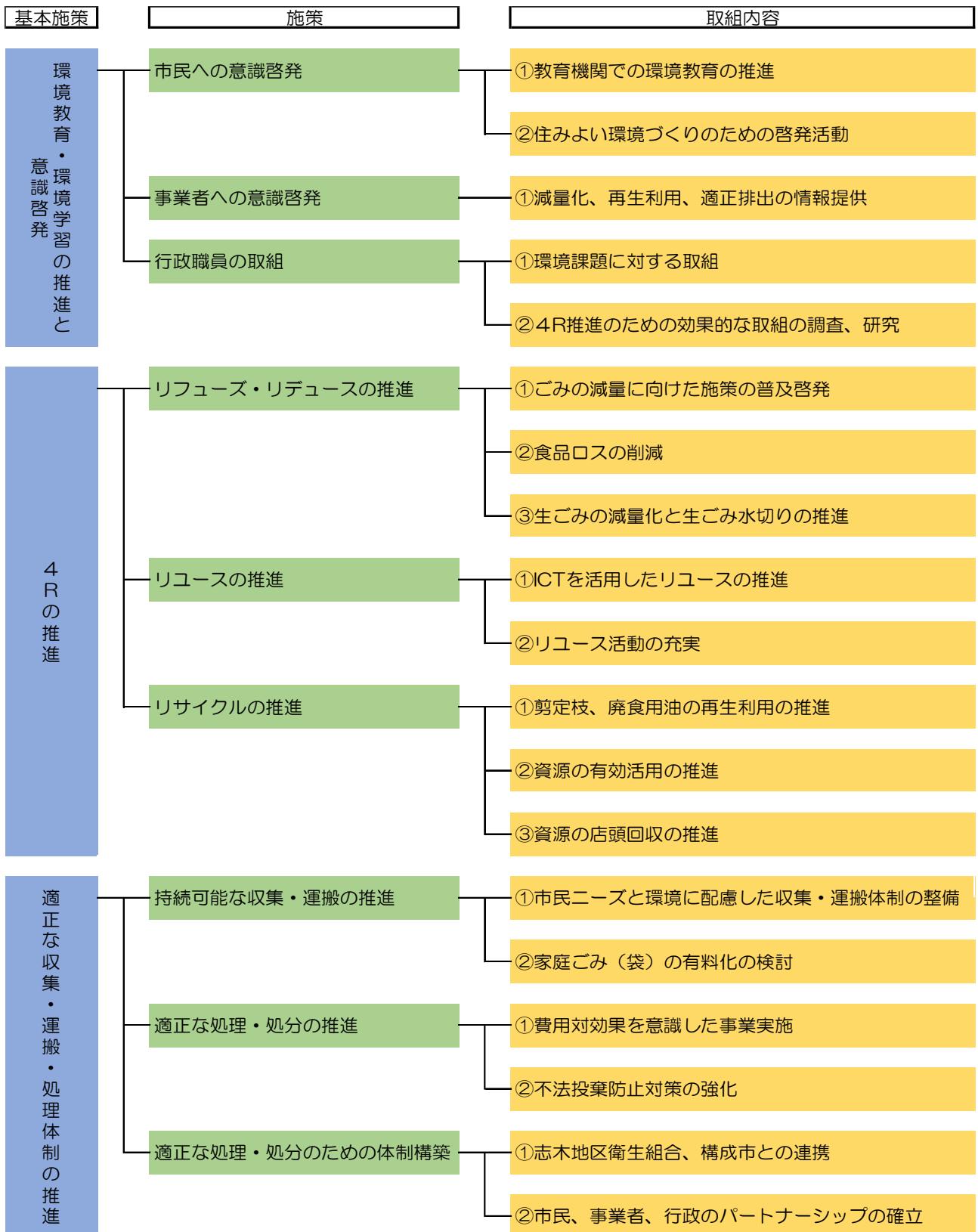
※1 第1編第4章将来予測(5)ごみ排出量の将来予測で算定した予測値です。

※2 増減率は、令和元年度に対する数値です。

※3 1人1日あたりのごみ排出量=(家庭系ごみ+事業系ごみ) ÷ 人口 ÷ 年間日数

3. 施策の体系

本計画では、3つの基本施策に基づき、9つの施策に沿って各取組の展開を図ることとします。



4. 目標達成に向けた取組

前掲の施策の体系のとおり、今後5年間の目標達成に向けた取組を展開します。本計画推進により課題解決に取り組むことで、SDGsの達成にも貢献していきます。

関連する目標については以下のとおりです。より関係性が深いものについては大きく表示しています。



(1) 環境教育・環境学習の推進と意識啓発

施策	取組内容	課題	主な取組
1)市民への意識啓発	<p>①教育機関での環境教育の推進 幼少期から環境に関心を持つことが重要なことから、教育機関での環境教育を推進します。</p>	<p>①－1 ・【変更】まちづくり講座を開催する必要があります。また、包括連携協定を活かした環境教育の検討も必要です。</p> <p>①－2 ・【一部修正】環境問題への関心を持たせる環境教育を継続的に実施する必要があります。</p>	<p>①－1 ・【変更】これまで実施してきたまちづくり講座（ごみの出し方）や埼玉県の出前講座「環境学習のススメ」を活用し、小中学生を対象に環境講座を実施します。また、包括連携協定を締結した事業者とともに、小学生への環境教育の実施を検討します。</p> <p>①－2 ・【一部修正】現状の環境問題に沿った内容の環境教育を行なうため、小中学生を対象としたエコライフDAY&WEEK 埼玉への参加の呼び掛けや、小学校5年生に「富士見市環境基本計画こども版」の配布など、教育教材を提供します。</p>
	<p>②住みよい環境づくりのための啓発活動 本市の環境課題の解消に向けて、地域住民の環境に関する意識の醸成が必要となります。市民一人ひとりに、ごみの減量化・資源化に取り組んでもらうために、意識を高める働きかけを行っていきます。</p>	<p>②－1 ・【継続】ごみ集積所など地域ごとに、ごみに対する問題が異なることから、課題・要望を把握することが必要です。</p> <p>②－2 ・【一部修正】外国人などに対するごみの分別や適正な排出を促すため、更なるごみ分別アプリの周知が必要です。</p> <p>②－3【追加】 ・まちづくり講座としての「ごみの出し方」のほか、令和4年度に策定した災害廃棄物処理計画などについても、まちづくり講座のメニューとする必要があります。</p>	<p>②－1 ・【継続】ごみに対する問題を把握するため、富士見市アンケートモニター制度を活用し、市民意識調査を継続します。</p> <p>②－2 ・【一部修正】多言語対応であるごみ分別アプリを活用し、外国人などに対するごみの分別を推進するとともに、ごみの資源化の更なる向上を図ります。</p> <p>②－3【追加】 ・「災害廃棄物の出し方」や「集団資源回収のやり方」などまちづくり講座のメニューを追加します。</p>

施策	取組内容	課題	主な取組
2)事業者への意識啓発	<p>①減量化、再生利用、適正排出の情報提供</p> <p>事業系ごみの排出量が増加傾向にあるため、その抑制に取り組んでいくことが必要です。そのため、事業者によるごみの減量化・資源化の促進、並びに環境保全活動を啓発していきます。</p>	<p>①－1 ・【継続】事業系ごみは、増加傾向にあるため、更なる減量化・資源化の促進が必要となります。</p> <p>①－2 ・【一部修正】環境省策定の企業価値向上ツール「エコアクション21」の導入を多くの事業者に啓発する必要があります。</p>	<p>①－1 ・【変更】志木地区衛生組合と協議の上、排出量がおおむね月間4tを超える事業者を多量排出事業者に認定し、廃棄物の減量化及び資源化の計画書の提出を求め、取組状況を把握するとともに、必要に応じて指導します。</p> <p>①－2 ・【一部修正】省エネ、省資源、廃棄物削減に取り組むため、事業者向けに「エコアクション21」の認証・登録研修会を開催し、「エコアクション21」の認証取得をサポートします。</p>
3)行政職員の取組	<p>①環境課題に対する取組</p> <p>職員一人ひとりが、ごみの減量化に向けた行動に率先して取り組む必要があります。</p> <p>②4R推進のための効果的な取組の調査、研究</p> <p>本市のごみの減量化・資源化を推進するため、4Rの取組の推進が必要です。本市の特性と合致した効果的な取組の調査・研究を行うとともに、その進捗状況や成果について行政から、市民や事業者に積極的に情報提供を行っていきます。</p>	<p>①－1 ・【継続】市民や事業者の見本となるよう、職員一人ひとりが環境に配慮した行動に率先して取り組んでいく必要があります。</p> <p>①－2 ・【一部修正】紙媒体を抑制するため、ICT(情報通信技術)を活用した行政運営が必要です。</p> <p>②－1 ・【継続】更なる4Rの推進を図るため、より効果的で実行しやすい取組が求められます。</p>	<p>①－1 ・【変更】新入職員や管理職等に対して、ペーパーレス化、グリーン購入の推進、市公共施設内のごみの減量化について、職員研修を毎年、実施します。</p> <p>①－2 ・【変更】ドキュワークスなどのソフトウェアやICT機器などを活用し、ペーパーレス化を更に推進します。</p> <p>②－1 ・【一部修正】雑がみのリサイクルや小型家電の自宅回収への取組など、資源化に効果的な取組について、市民や事業者に進捗状況や成果などの情報を提供します。</p>

(2) 4Rの推進

施策	取組内容	課題	主な取組
①ごみの減量に向けた施策の普及啓発	ごみの減量化対策として、不要なものをもらわない、ごみとなるものを使わないようにするライフスタイルへの転換を図っていきます。	①－1 ・【一部修正】ごみの減量化対策として、ごみの発生を抑制する取組を継続する必要があります。	①－1 ・【変更】ごみを出さないライフスタイルの定着を図るため、埼玉県と連携して「みんなでマイボトル運動」を推進します。また、富士見ふるさと祭りにおけるエコストロー や食品ロス削減マグネットシート、バンブー配合カトラリー、むぎわら配合タンブラーの配布などを行います。
②食品ロスの削減	家庭から排出される可燃ごみには、生ごみが多く含まれていることから、生ごみの減量化を図る必要があります。	②－1 ・【継続】フードドライブは、食品ロス削減の重要な取組のため、市民への更なる周知が必要です。	②－1 ・【変更】10月の「食品ロス削減月間」及び10月30日の「食品ロス削減の日」に合わせて、広報やホームページで食品ロスへの取組を紹介するとともに、フードドライブやフードドライブ物品貸出事業を周知します。
③生ごみの減量化と生ごみ水切りの推進	家庭から排出される可燃ごみには、生ごみが多く含まれていることから、生ごみの減量化を図る必要があります。	②－2 ・【継続】食品ロス削減の取組を実施する事業者と連携することが必要です。	②－2 ・【変更】食べ残した料理を持ち帰る mottECO 活動や、おいしい食べきりを呼び掛ける「30・10（さんまる いちまる）運動」など、外食時に食べきることができなかつた料理を持ち帰る取組を行っていただけるよう事業者に周知します。
		②－3 ・【継続】家庭から排出される食品ロス削減のため、調理の際の可食部分の過剰除去や、調理しづらい可食部の廃棄などを減らすための取組が必要です。	②－3 ・【継続】廃棄される可食部分を使い切るレシピを作成し、周知していきます。
		③－1 ・【継続】生ごみの減量化には水切りが有効な手段であるため、多くの人が取り組みやすい方法を検討する必要があります。	③－1 ・【変更】富士見市環境施策推進市民会議とともに、生ごみ水切り推進運動街頭キャンペーンを継続します。また、令和4年度に実施した生ごみの水切りモニターによるアンケート結果をホームページ周知するなど、生ごみの水切り効果を紹介します。
		③－2 ・【変更】家庭から排出される生ごみのバイオガス化など、資源の循環を検討する必要があります。	③－2 ・【変更】ごみの削減と資源の循環を図るために、家庭から排出される生ごみのバイオガス化などについて、事業者とともに検討します。

施策	取組内容	課題	主な取組
2) リユースの推進	①ICTを活用したリユースの推進 家庭から出るリユース品が広く活用されることが、ごみ減量化の取組の一つとなります。ICTを活用することにより、多くの人に製品・商品の再利用の推進を図っていきます。	①－1 ・【継続】広くリユースを促すためには、広報紙のほかICTを活用し、多くの人に周知していく必要があります。	①－1 ・【変更】不用品のリユースについて、インターネット上で複数のリユースショップの買い取り価格を比較できる取組を継続します。 ・【継続】「ゆずります・ゆずってください」コーナーについても、ホームページを活用し、再利用の推進を図ります。
	②リユース活動の充実 資源の再利用とごみ減量化のため、従来のフリーマーケットなどのリユース活動のほか、様々なリユース活動を推進していく必要があります。就学、卒業時など物品の入れ替えが多い時期や対象者に合った方法を検討し、リユース活動の場を広げていきます。	②－1 ・【継続】就学・卒業時は、服や日用品・家具・家電等の入れ替えが多くなるため、不要となる物を必要とする人に橋渡しできる取組が必要です。 ②－2【追加】 ・制服以外の衣類のリユースの検討が必要です。 ②－3 ・【継続】フリーマーケットやバザーが、より開催しやすくするための取組が必要です。	②－1 ・【変更】市内中学校・富士見高校の制服などのリユースや子ども服ドライブについて、子ども未来応援センターと連携をします。 ②－2【追加】 ・古着回収ボックスの設置を行っている自治体もあり、更なるリユースの取組として古着回収について検討します。 ②－3 ・【一部修正】富士見ふるさと祭りでのフリーマーケットブースの設置の継続とともに、市の各種イベントにおいてリユースの取組に対する支援について検討します。
3) リサイクルの推進	①剪定枝、廃食用油の再生利用の推進 ごみの減量化対策として、資源循環が重要となります。剪定枝の資源化の促進を図ります。	①－1 ・【一部修正】剪定枝や木くず類、廃食用油の資源化が必要です。	①－1 ・【変更】廃食用油の拠点回収は継続する一方で、剪定枝などの資源化については、分別、収、運搬、処理等に課題があることから、集志木地区衛生組合や構成市（志木市、新座市、富士見市）と検討します。
	②資源の有効活用の推進 家庭から排出される資源ごみの有効活用を図るために、集団資源回収の支援や、市では収集できない消火器やバッテリーなどの処理困難物の拠点回収を行います。	②－1 ・【継続】集団資源回収実施回数については横ばいですが、回収量は年々減少傾向です。 ②－2 ・【一部修正】処理困難物の一斉回収については、市民の要望を踏まえながら適切な受入れ体制で実施することが求められます。	②－1 ・【継続】広報富士見、市ホームページ、ごみ分別アプリやまちづくり講座を通じ、集団資源回収の実施を周知し、地域の自主的な資源回収の実施を促します。 ②－2 ・【一部修正】処理困難物の適正な排出の促進を図るため、広報富士見、市ホームページやごみ分別アプリを活用して処分方法を周知するとともに、拠点回収を継続します。

<p>③資源の店頭回収の推進</p> <p>市内のスーパーなどの小売業者には、資源（ペットボトル、アルミ缶、食品トレイなど）の店頭回収に取り組んでいる店舗があります。回収された資源はリサイクルされるため、店舗と連携し、店頭回収を推進します。</p>	<p>③－1</p> <ul style="list-style-type: none"> 【継続】店頭回収を利用することは、リサイクルの促進につながるため、市民の積極的な利用の推進を支援する必要があります。 	<p>③－1</p> <ul style="list-style-type: none"> 【継続】店頭回収は、リサイクルの促進になるほか、市民の利便性の向上につながるため、ホームページなどで周知し、積極的な利用を推進します。
---	--	---

(3) 適正な収集・運搬・処理体制の推進

施策	取組内容	課題	主な取組
<p>1) 持続可能な収集・運搬の推進</p> <p>本市で生活する全ての人々が、ごみを捨てやすい体制を構築するとともに、温室効果ガスの排出を抑制できるよう、効率的な収集・運搬体制の整備を図ります。また、近年リチウム蓄電池など充電池の発火による火災が発生しているため、対策が必要です。</p>	<p>①市民ニーズと環境に配慮した収集・運搬体制の整備</p>	<p>①－1</p> <ul style="list-style-type: none"> 【継続】地球温暖化対策として温室効果ガス排出量の削減に寄与するため、許可業者、資源回収業者と連携し、収集・運搬体制の合理化・効率化を推進することが求められます。 	<p>①－1</p> <ul style="list-style-type: none"> 【変更】温室効果ガス排出量の削減のために、許可業者、資源収集業者とクリーンディーゼル車等の次世代自動車の導入、バイオディーゼル燃料の使用などを検討します。

施策	取組内容	課題	主な取組
	② 家庭ごみ（袋）有料化の検討 ごみの排出量に応じた負担を公平化し、ごみの排出抑制を図る観点から、家庭ごみ（袋）有料化の必要性について検討します。	②－1 ・【変更】家庭ごみ（袋）の有料化は、市民に金銭的な負担が生じるため、導入にあたっては多くの市民に有料化への理解を得る必要があります。また、収集運搬方法の変更やなど、市、許可業者、市民、志木地区衛生組合が連携しごみ問題に取り組む必要があります。	②－1 ・【変更】ごみ処理経費の更なる増加やごみ当番の負担軽減に対する要望も多いため、家庭生ごみのバイオガス化に合わせて、家庭ごみ（袋）の有料化や戸別収集について、事業者や志木地区衛生組合、構成市と検討します。
2) 適正な処理・処分の推進	①費用対効果を意識した事業実施 ごみ処理に係る処理経費が増加傾向にあることから、ごみ処理経費の削減方策の検討、ごみの収集・処理に関する現行体制の見直しなど、効率的な収集・運搬体制の検討が必要です。	①－1 ・【一部修正】ごみ排出量は減少傾向にありますが、ごみ収集運搬の体制維持や労務単価の上昇、燃料費の高騰、リチウム蓄電池の処理などにより、ごみ処理に係る処理経費が増加傾向にあることから、効率的な収集・運搬体制を検討する必要があります。	①－1 ・【変更】効率的な収集・運搬体制構築のため、許可業者、資源収集業者と検討します。 ・【追加】志木地区衛生組合及び構成市（志木市・新座市・富士見市）で組織される担当課長会議において、回収されたりチウム蓄電池の分別方法にAIを活用した取組を提案するなど、志木地区衛生組合での業務改善を検討します。
	②不法投棄防止対策の強化 不法投棄は、法律で禁止され、違反した場合は罰則規定もあります。また、まちの景観を害することから、不法投棄の撲滅を目指し、対策を強化していきます。	②－1 ・【継続】依然として不法投棄がなくならない状況から、一層の不法投棄防止対策が必要です。	②－1 ・【変更】ごみ集積所管理システムを活用し、不法投棄されやすい場所を特定し、不法投棄パトロールの強化と合わせ、看板の設置等の不法投棄防止対策を推進します。また、埼玉県と連携し、ごみ拾い促進プラットホームアプリ「SNSピリカ」を用いた不法投棄通報管理システムの運用及び周知をします。
		②－2 ・【継続】ごみの適切な捨て方を周知することにより、適正な排出を促す必要があります。	②－2 ・【継続】適切なごみの出し方を周知することにより、適正な排出を促します。

施策	取組内容	課題	主な取組
③適正な処理・処分のための体制構築	<p>①志木地区衛生組合、構成市との連携</p> <p>本市から排出されるごみの大半は、志木地区衛生組合に搬入されることから、志木地区衛生組合及び構成市である新座市、志木市との連携を強化していきます。</p>	<p>①－1 ・【継続】本市のごみの分別状況を把握するため、志木地区衛生組合と連携し、より詳細なごみの組成調査を実施し、排出状況をモニタリングする必要があります。</p> <p>①－2 ・【継続】事業系ごみの排出量は増加傾向にあるため、排出状況を把握し、減量化対策を検討する必要があります。</p> <p>①－3 ・【継続】近年、大規模な自然災害が増加しているため、災害廃棄物の迅速な処理、対応が求められます。</p> <p>①－4 ・【一部修正】本市を含む、志木地区衛生組合管内には最終処分場がないこともあります、最終処分量の減量化を図る必要があります。</p> <p>①－5【追加】 ・家庭ごみ(袋)の有料化及び戸別収集について、志木地区衛生組合や構成市(志木市・新座市・富士見市)が連携し取り組む必要があります。</p>	<p>①－1 ・【継続】ごみの組成調査を継続し、志木地区衛生組合及び構成市と情報を共有し、地域ごとのごみの排出状況の確認を行います。</p> <p>①－2 ・【変更(再掲)】志木地区衛生組合と協議の上、排出量がおむね月間4tを超える事業者を多量排出事業者に認定し、廃棄物の減量化及び資源化の計画書の提出を求め、取組状況を把握するとともに、必要に応じて指導します。</p> <p>①－3 ・【変更】災害廃棄物処理計画に基づき、志木地区衛生組合、構成市と情報共有を図り、災害廃棄物を円滑に処理できる体制の構築に努めます。また、町会や自主防災組織と連携し災害廃棄物に関する意見交換や搬出訓練の実施を検討します。</p> <p>①－4 ・【継続】志木地区衛生組合、構成市と連携し、更なるごみの減量化、資源化を推進し最終処分量の減量化を図ります。</p> <p>①－5【追加】 ・【追加(再掲)】ごみ処理経費の更なる増加やごみ当番の負担軽減に対する要望も多いため、家庭生ごみのバイオガス化に合わせて、家庭ごみ(袋)の有料化や戸別収集について、事業者や志木地区衛生組合、構成市と検討します。</p>
	<p>②市民、事業者、行政のパートナーシップの確立</p> <p>市民、事業者、行政による協働は、ごみの</p>	<p>②－1 ・【継続】市民、事業者、行政がそれぞれの役割を理解するとともに、三者が更に連携することが重要です。</p>	<p>②－1 ・【変更】富士見市環境施策推進市民会議を中心に、協働で各種街頭キャンペーン、処理困難物一斉回収及び環境講座などを実施していきます。</p>

	<p>減量化・資源化だけでなく、地球規模のあらゆる環境課題に一丸となって取り組むためにも重要であることから、三者のパートナーシップの確立を図っていきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 【継続】商工会、商店会連合会や地域団体と連携し、事業系ごみの減量化・資源化の拡大に向けた取り組みを検討します。
--	---	---

5. 市民・事業者・行政の役割

基本理念である「市民協働で身近な環境を守り育て、循環型のごみの少ないまちづくりを進めます。」を達成するためには、市民・事業者・行政が、それぞれの役割を認識し、行動することが重要です。三者が相互に協働・連携することによって、目標達成に向けた各取組は、相乗的な効果を得ることができます。

【 市民の役割 】

市民は、自らが廃棄物の排出者であることを自覚し、環境にやさしいライフスタイルへの見直しを行い、発生回避・発生抑制・再利用・再資源化の4Rを推進するにあたって、自主的な取組を行っていく必要があります。また、ごみ処理についても分別等のルールを遵守し、適正に処理することが必要です。

【 事業者の役割 】

事業者は、環境負荷の軽減や資源の浪費を抑制し、再利用や資源化を考慮した商品開発が求められ、商品の流通、販売に際しては、環境にやさしい商品を取り揃え、使い終わった後の容器などの回収ルートの整備や資源化を進めることができます。

事業活動を通して排出するごみについては、排出者責任を踏まえ自ら適正に処理し、資源の有効活用を進め、事業者間で協力しながら循環型社会を実現するための中心的な役割を担っていく必要があります。

【 行政の役割 】

行政は、市民・事業者の行動を支援し、具体的な行動に結びつけていくための重要な役割を担っています。

4Rの推進にあたり、現状の取組にとどまることなく、事業の効果を検証し、施策の見直しや新たな取組の検討を行い、各種施策の周知徹底と事業の充実を図るとともに、新たな施策を展開することで、循環型社会を構築します。

また、自らも事業者として地域の環境保全と公衆衛生の向上を図る立場から、グリーン購入やグリーン契約などを通じてリユース品、リサイクル製品等の優先的な調達など循環型社会に向けた行動を率先して行います。